

## 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上をはかることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

しかし、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に縮小され、地方交付税に依存する度合いが高まっている。全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではない。

また、35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていない。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。加えて、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。さらに、地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差も広がっている。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応をおこなうためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要といえる。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。よって、2014年度政府予算編成において下記事項の実現について、強く要望する。

### 記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年6月17日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
文部科学大臣 下村 博文 様  
総務大臣 新藤 義孝 様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 小林 俊之